

# 鳥取縣公報

## 條 令

### ◇鳥取縣條例第五十八号

昭和二十二年七月鳥取縣條例第二十号鳥取縣稅賦課徵收條例の一部を次のように改める。

昭和二十四年十月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣稅賦課徵收條例中改正條例

昭和二十四年七月改正附則第五項中水利地益稅の納期の「十月二十日から同月三十一日限り」を「十一月二十日から同月三十日限り」に改める。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

## 告 示

昭和二十四年十月十一日 火曜日  
第二千五百十三号

本書ノ大キサハ國定規格A5判

### ◇鳥取縣告示第五百五十六号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十四年十月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 米子市旗ヶ崎八二四番地

現住所 同 八二一番地

昭和二十四年十月三日第一、四一九号

天 満 美 智 子

昭和三年十月八日生

本籍地 東伯郡安田村大字尾張一二五番地

現住所 同 倉吉町大字東町二四九番地

昭和二十四年十月三日第一、四二〇号

石 賀 う め よ

明治三十四年四月一日生



00234

鳥取縣告示第五百五十八号

健康保険法、船員保険法に基く保険医(齒科医師である保険医を含む)に次のように異動があつた。

昭和二十四年十月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	名称	診療所		異動事由 (保險医(齒科医師である保險医)氏名)	異動年月日	
		新	旧			
内科	橋田医院	廣島縣安芸郡海田市二一九五	東伯郡以西村竹内三三九九 在地變更	橋田孝人	昭和二十四年三月十七日	
齒科	橋本齒科医院	大阪府都島区都島本通六丁目四一	八頭郡八東村才代二七八	橋本頼三	五月十日	
同	同	東京都澁谷区千駄谷町五五〇 東京通商産業局内診療所	同智頭町智頭五七七	大坪恭藏	三月十日	
同	同	松本齒科医院	東伯郡倉吉町魚町	松本 肇	一月五日	
同	同	高塚齒科医院	西伯郡米子市車尾二五八 ノ一	高塚秀也	四月二十 六日	
同	同	橋本齒科医院	氣高郡日置村河原八六二 河原齒科診療所	東伯郡由良町由良宿	尾藤一男	一月十七日
同	同	岸田齒科医院	東伯郡倉吉町明治町一〇二七ノ三	鳥取市東品治町一五〇	早瀬正一	八月一日

00235

鳥取縣告示第五百五十九号

次の施設を兒童福祉法第三十五條第二項による兒童福祉施設として九月一日認可した。

昭和二十四年十月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種別	經營主体		施設の長 の氏名	所在地	定員
	組織	名称			
保育所	公立	若櫻町 保育所	八頭郡 若櫻町長	八頭郡若櫻町 若櫻七九三	五〇

選舉管理委員會告示

鳥取縣選舉管理委員會告示第四十号

昭和二十四年八月十八日執行の東伯郡下北條村農地委員會委員選舉における選舉の効力に關し、同村大字土下二百六十五番地吉田啓藏外一名より提起された訴願に対し、本日當委員會において次のように裁決をした。

昭和二十四年十月十一日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 根政幸

裁 決 書

東伯郡下北條村大字土下二百六十五番地 訴願人 吉田 啓藏  
東伯郡下北條村大字北尾四百八十八番地

一、登録番号 第十号  
二、名称及び所在地 日本冷蔵株式会社鳥取工場  
工場長 岸本英太郎

鳥取縣告示第五百六十号  
加工水産物配給規則第十條の規定により登録した次の荷受機關を登録辞退届出により登録を取消した。  
昭和二十四年十月十一日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00235

訴願人 矢木 稔

この訴願の要旨は、

昭和二十四年八月十八日執行の、東伯郡下北條村農地委員  
員会委員選挙において、訴願人は二号階層であるのに三  
号階層の投票用紙の交付を受けて、投票した。この事につ  
いて、東伯郡下北條村選挙管理委員会に異議申立をなし  
たところ、「選挙は公正に執行され申立の如き事實はな  
い」旨の決定をしたが、訴願人はこの決定に承服するこ  
とはできないから投票筆跡を審査の上、選挙無効の裁決  
を求めるというのである。

これに対する東伯郡下北條村選挙管理委員会の弁明の  
要旨は、

投票用紙を交付するにあつては、まず選挙事務従事者  
である日置孝夫が、選挙人より入場券の提示を求め、選  
挙人の氏名を各階層別に記入し、次は同じく事務従事者  
角田哲雄が、選挙人を選挙人名簿と対照し、同じく事務  
従事者宇山季が、二号の階層、同じく事務従事者杉谷正  
利が、三号の階層の投票用紙を交付したのであつて、受

付簿記入の選挙人の数と名簿に対照した選挙人の数とは  
投票用紙の交付枚数と各階層別に一致し、更に有効無効  
の投票総数とも一致しており、選挙は公正に行われ、訴  
願人の主張するような事實はないというのである。

そこで当委員会において、この訴願書を受理し、先づ  
投票用紙はどのようにして交付されたかを審査するに  
投票用紙の交付は選挙人より入場券の提示を受け、各階  
層毎に選挙人の氏名を受付簿に記載し、選挙人名簿と対  
照した後において各階層毎に投票用紙を交付している。

この交付した投票用紙の数は、受付簿に記載した選挙  
人の数と、選挙人名簿と対照した選挙人の数とそれぞれ  
各階層毎に一致し、有効無効の投票総数はこれらの数と  
も一致している。

又現在残っている投票用紙の数に、投票用紙の交付数  
を加えれば、当委員会より下北條村選挙管理委員会に送  
付した投票用紙の数と一致し、且つ、選挙当日投票用紙  
を交付した宇山季、杉山正利より訴願人吉田啓藏には午  
前八時三十分頃、矢木稔には午後三時三十分頃、宇山季

00237

が確実に二号階層の投票用紙を交付したことの申立書を  
提出しており、一応数字的にみても、二号階層の選挙人  
に対し、三号階層の投票用紙を交付したとは認め難い。

ところが訴願人は、投票用紙交付の違法を立証する方  
法として、投票の筆跡審査を求め、訴願人ほか三名の筆  
跡を提出しているけれども、秘密投票の制度から、どの  
選挙人が、どの候補者に投票したかを審査することはで  
きないのであつて、それが選挙人の筆跡であるとして提  
出して、これを証拠とすべきではないのである。

然しながら、数字的に合致する場合であつても、例え  
ば二号階層の選挙人に対し、三号階層の投票用紙を交付  
し、三号階層の選挙人に対し、二号階層の投票用紙を交  
付したとすれば、数字的には合致することになるので、  
この数字だけで、投票用紙の交付に違法がなかつたと  
は言うべきではないが、少くとも投票用紙の交付は、数  
字的に合致しており、投票用紙の交付に、違法があつた  
ことを証する他に何ものもない以上、投票後において、  
單に交付を受けた投票用紙が、三号階層のものであつた

と申立てても、これを直ちに理由あるものとして採用す  
ることはできない。

仮に今一步譲つて、訴願人の申立するように、三号階  
層の投票用紙の交付を受けたとして、この投票用紙に二  
号階層の候補者の氏名を記載すれば三号階層が無効投票  
として処理されるから三号階層の無効投票を点検してみ  
たのに

- 候補者の氏名の外他事を記載したもの 一票
  - 候補者でない者の氏名を記載したもの 九票
  - 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの 五票
  - 何らの記載もないもの 七票
- 計 二二票

であつて、候補者でない者の氏名を記載した九票の無効  
投票の中で二号階層の候補者の氏名を記載したものと認  
められるものは四票であり、その内吉田啓藏の氏名を記  
載したものが一票ある。

そこでこの吉田啓藏の無効投票を仮りに有効投票とし  
て加えて見ても、吉田啓藏の得票数は五〇票となり他の

候補者の得票数は田熊善之助七七票、浜本輝邦五一票であるから、選挙の結果につき異動を生ずるものでない。よつて本件については選挙無効の裁決をすべきでない。以上の理由によつて、この訴願は、これを次のように裁決する。

裁 決

本件訴願の申立は相立たず。

昭和二十四年十月十一日

鳥取縣選挙管理委員会

彙 報

昭和二十四年十月十一日

一、境界変更及び廢置分合について

(一) 埼玉縣北足立郡戸田町の区域の一部を同郡蕨町に編入し、昭和二十四年八月二十日より施行された。

(二) 青森縣中津軽郡船沢村大字富榮字山辺の一部の区域を同郡高杉村の区域に、同郡高杉村大字獨狐森の

一部の区域を同郡船沢村の区域にそれ〴〵別紙(一)の通り昭和二十四年十月一日から編入することになつた。

(三) 昭和二十四年十月一日から埼玉縣北葛飾郡栗橋町の内、その区域を分けて大字伊坂、大字松永、大字田鎌、大字佐間、大字高柳及大字島川の区域を以て靜村を、大字北廣島、大字河原代、大字新井、大字狐塚、大字中里及び大字水右衛門の区域を以て豊田村を置くことになつた。

(四) 東京都北多摩郡多摩村及び南多摩郡稻城村の境界を昭和二十四年九月一日から左記の通り変更された。

記

北多摩郡多摩村から南多摩郡稻城村に編入する地域

村名 大字名 字 名

多摩村 押立 上ノ関、中ノ関、下ノ関、天神上、天

神下、稻荷島、植木島の全部

常久 柳島の全部

二、地方公共団体公舎の位置変更について

(一) 昭和二十四年九月十五日から大分縣宇佐郡麻生村

役場は左記の通り位置を変更した。

記

大分縣宇佐郡麻生村大字麻生字松の本四六一番地の一

(二) 東京都南多摩地方事務所は、昭和二十四年九月二十七日から東京都八王寺明神町六百三十番地に變更された。

三、職印の盜難及び紛失について

(一) 高知縣土佐郡森村では左記の通り村長印が九月十日午前七時頃高知駅において盜難にあつた旨通知があつた。

記

右職印は木印六分角で図示の通りであるが輪郭は磨滅のため判然としな



(二) 鹿児島縣始良郡福山町では左記の通りの町長職印

を九月五日紛失した旨通知があつた。

記

右職印は木印六分角で図示の通りである。



別 紙(一)

中津軽郡船沢村より同郡高杉村へ編入地番

船沢村大字富榮字山辺

- 六三番——六七番、六八番一号——六八番二号、六九番——七三番、七三番二号——七三番十号、七四番、七五番一号——七五番二号、七六番、七八番一号——七八番二号、七九番——八二番、八二番一号——八二番二号、八三番——八九番、九〇番一号——九〇番二号、九一番——九八番、九九番一号——九九番二号、一〇〇番一号——一〇〇番六号、一〇一番二号——一〇一番六号、一〇二番——一〇四番、一〇五番一号——一〇五番三号、一〇六番一号乃至一〇六番五号、一

○七番一号——一〇七番二号、一〇八番——一二二番、  
 一一三番一号——一一三番二号、一一四番——一二五  
 番、一二六番一号——一二六番二号、一二七番、一二  
 八番一号——一二八番二号、一二九番——一三三番、  
 一五二番一号、一七二番——一七三番、一七四番一号  
 ——一七四番三号、一七五番——一七七番、一七八番  
 一号——一七八番二号、一七九番——一八一番、一八  
 二番一号——一八二番二号、一八三番、一九二番一号、  
 一九二番四号——一九二番五号、一九二番——一九五  
 番、一九六番一号、一九七番一号、一九八番一号、一  
 九九番一号、二〇〇番一号——二〇〇番四号、二〇一  
 番、二〇二番一号——二〇二番三号、二〇三番——二  
 〇五番、二〇六番一号——二〇六番二号、二〇八番一  
 号、二〇九番、二二〇番一号——二二〇番二号、二二  
 一番一号——二二一番二号、二二二番——二二三番、  
 二二四番一号——二二四番七号、二二五番、二二六番  
 一号——二二六番二号、二二七番——二二八番、二二  
 九番一号——二二九番二号、二三〇番、二三五番、二

五八番、二六一番、二八四番、二八七番——二八九番  
 中津輕郡高杉村より船沢村へ編入地番  
 高杉村大字獨狐字獨狐森  
 三二番——三六番、三七番一号——三七番四号、三八  
 番一号——三八番二号、三九番一号——三九番三号、  
 四〇番——四六番、四七番一号——四七番三号、四八  
 番一号——四八番二号、四九番、五〇番一号——五〇  
 番二号、五一番一号——五一番二号、五二番、五三番  
 一号——五三番二号、五四番——六三番、六四番一号  
 ——六四番二号、六五番一号——六五番五号、六六番  
 ——七四番、七五番一号——七五番二号、七六番二号  
 ——七六番四号、七七番、七八番一号——七八番五号、  
 七九番二号——七九番四号、八〇番一号——八〇番二  
 号、八一番——八二番、八三番一号、八四番一号——八  
 四番三号、八五番、八六番三号、八六番五号——八  
 六番八号、八七番一号——八七番二号、八八番、九三  
 番——九五番

昭和二十四年十月十一日印刷  
 昭和二十四年十月十一日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
 第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
 印刷所 鳥取縣鳥取市東町